

瑞宝小綬章を授ける

旭日単光章を授ける（五月十七日）

旭日単光章を授ける（五月十六日）

旭日単光章を授ける（各通）（五月十五日）

○叙勲

正六位に叙する（五月二十日）

従七位に叙する（五月十九日）

従七位に叙する（各通）（以上五月十八日）

正七位に叙する

従六位に叙する

正六位に叙する

従五位に叙する（各通）

正七位に叙する

従六位に叙する（各通）

正六位に叙する（各通）

吉田 昇 昇 北川 正

谷川 勝司 西堀 浩

池田 吉郎 北川 正

従五位に叙する

従四位に叙する

正四位に叙する（各通）

（徳島大学名誉教授）

従七位に叙する（以上五月十六日）

正七位に叙する

田代耕太郎

桂 宏太

柴田 友一

三原 志幸

高橋 利美

藤本 慶一

後藤 平四郎

岡田 恒三

高木 宏通

井上 和夫

中村 勉

須田 正宏

黒田 正宏

尾立 源善

大島 英雄

正七位に叙する

従六位に叙する（各通）

永井 孝侍 古川 健三

小林 潔 里形 隆信

井ヶ田 進 石渡 裕久

岩井 伸衛

柳田 武

高木 浩子

長山 勝

鈴木 昭雄

鈴木 悦朗

三澤 國臣

伊藤 繁 稲葉 明 井上 重昌

大崎 肇 河西 正男 西田 弘

根本 邦宏 森田 義男

瑞宝双光章を授ける（各通）

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月十五日）

（国立大学法人職員）

（国立大学法人職員）

瑞宝小綬章を授ける（各通）

岩淵 孝彦 木村 稔 百谷 教美

瑞宝双光章を授ける（各通）

齋藤 一彦 白倉 吉男

鈴木 悦朗 関崎 正吾

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月十六日）

（東京芸術大学名誉教授）

瑞宝小綬章を授ける（各通）

井ヶ田 進 北川 正 谷川 勝司

永井 孝侍 古川 健三

瑞宝双光章を授ける（各通）

石渡 裕久 國村 真之 鈴木 浩行

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月十七日）

井上 和夫 須田 正司 高木 宏通

瑞宝双光章を授ける（各通）（五月十八日）

瑞宝双光章を授ける（五月十九日）

瑞宝双光章を授ける（五月二十日）

厚生労働大臣 加藤 勝信

労働局長 藤本 慶一

労働局長 高橋 利美

労働局長 後藤 平四郎

労働局長 岡田 恒三

労働局長 高木 宏通

労働局長 井上 和夫

労働局長 中村 勉

労働局長 黒田 正宏

労働局長 尾立 源善

労働局長 大島 英雄

労働局長 正七位に叙する

労働局長 従六位に叙する（各通）

労働局長 永井 孝侍 古川 健三

労働局長 井ヶ田 進 北川 正 谷川 勝司

労働局長 瑞宝双光章を授ける（各通）

労働局長 岩淵 孝彦 木村 稔 百谷 教美

労働局長 瑞宝小綬章を授ける（各通）

労働局長 齋藤 一彦 白倉 吉男

労働局長 鈴木 悦朗 関崎 正吾

労働局長 瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月十六日）

労働局長 （東京芸術大学名誉教授）

労働局長 瑞宝小綬章を授ける（各通）

労働局長 井上 重昌

労働局長 西田 弘

労働局長 伊藤 繁

労働局長 三澤 國臣



労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づき関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、鳥取労働局の関係労働者を代表する者田中穂の幹任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第5条及び労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令（昭和31年政令第248号）第2条第1項の規定に基づき、補充の関係労働者を代表する者を指名いたしますので、資格がある労働者の団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

令和5年6月21日

記

- 1 推薦資格 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第3条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業の労働者が加入している労働者の団体であつて、鳥取労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。
2 推薦手続 推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書2部を添えて提出すること。
3 推薦締切日 令和5年6月30日
4 推薦書及び添付書類提出先 鳥取労働局労働基準部労災補償課

様式

令和 年 月 日
厚生労働大臣 殿

団体名及びその代表者名
参与候補者の推薦について
労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

Table with 5 columns: 氏名, 年齢, 所属団体名及びその地位, 略歴, 備考

- 注1 所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入すること。
2 略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。
（備考）
1 提出部数は正副2通とすること。
2 履歴書2通を添付すること。

国士調査の成果の認証の公告

国士調査の結果作成された成果について、国士調査法（昭和二十六年法律第百六十号）第十九条第二項の規定により令和五年六月六日付付をもつて認証したので、同条第四項の規定による公告する。

令和五年六月二十一日

国土交通大臣 斎藤 鉄夫

一 成果の名称

- 令和四年度効率的な手法導入推進基本調査図及び令和四年度効率的な手法導入推進基本調査簿
二 前項に掲げる地図及び簿冊に記載されている地域 秋田県大仙市、神奈川県横浜市の三重原伊勢市、京都府宇治市、鳥取県出雲市、大分県大分市のそれぞれ一部



語事項

保険仲立人保証金取戻し公告

保険仲立人保証金規則（平成8年法務省・大蔵省令第3号）第12条第2項の規定により次のように公示する。

- 1. 供託者の商号 株式会社フィンプラネット
2. 住所 東京都渋谷区代々木4丁目41番7号参宮橋マンション511
3. 代表者の氏名 代表取締役 長谷部直大
4. 取戻しをしようとする保証金の額 20,000,000円
5. 上記の者（登録番号関東財務局長第77号）の保証金につき保険業法第291条第6項の権利を有する者は、令和5年12月21日までに保険仲立人保証金規則別紙様式第4号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部金融監督第四課に提出されたい。
6. 前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
令和5年6月21日
関東財務局長 成田 耕二

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第3号）第14条第2項の規定により次のように公示する。

- 1. 供託者の商号 山端 淳一（ジェイズ・コンサルティング）
2. 住所 東京都江東区大島1-2-2 ザ・ガーデンタワーズ・サンセット504号
3. 代表者の氏名 山端 淳一
4. 取戻しをしようとする営業保証金の額 5,000,000円